

第3回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会） 会議録

日時：平成30年6月26日（火）14:00～16:00

場所：ときわ会館 5階 502会議室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要
 - (2) 合理的配慮に関する実態調査について
 - (3) 障害者差別解消に関する周知啓発について
 - (4) 障害者差別に関する状況について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- 1 次第
- 2 座席表及び委員名簿
- 3 資料1-1 平成30年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）の運営について
- 4 資料1-2 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ
- 5 資料2-1 合理的配慮に関する実態調査について実施概要（案）
- 6 資料2-2 予行調査結果（速報版）
- 7 資料3 平成30年度障害者差別解消に関する周知啓発について
- 8 資料4 平成29年度障害者差別集計表（速報値）
- 9 資料5 平成29年度障害者差別相談対応事例一覧
- 10 参考資料 障害者の権利の擁護に関する委員会 関連法規等

出席者

委 員・・・宗澤委員長、甫母委員、高宮委員、菅原委員、堤委員、嶋垣委員
臨時委員・・・川上臨時委員、加藤臨時委員、石井臨時委員、長岡臨時委員、
黒金臨時委員、増田臨時委員、大塚臨時委員、酒井臨時委員、
内河臨時委員、土井臨時委員
オブザーバー・小川オブザーバー、岡安オブザーバー
事務局・・・永島障害政策課長、鈴木課長補佐兼係長、射場主査、市川主事、
渡辺主事、稲村主事

欠席者

委 員・・・平野委員、峯委員、五味田委員、大友委員
臨時委員・・・石川臨時委員、平林臨時委員

1. 開 会

(事務局)

○それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、4月に障害政策課の課長に着任しました永島と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日は、大変お暑い中、また、大変お忙しい中、第3回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度新たに委員及び臨時委員に委嘱、任命された皆様につきましては、快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されてから、2年が経過し、本市におきましても、障害者差別に関する市民への周知啓発をはじめ、さいたま市職員対応要領の作成や研修の実施など、障害者差別解消法を踏まえた取組を、本委員会のお力添えのもと、一步一步進めてまいりました。

その一方で、まだまだ障害者への理解が不足している、あるいは障害者からの相談が関係機関に届きにくいといった、様々な課題が残されております。

後ほど事務局より詳しくお話させていただきますが、今年度につきましては、こうした課題解決の取組の一つとして、「合理的配慮に関する実態調査」などを実施し、障害者理解への取り組みを一層進めてまいりたいと考えておりますので、委員及び臨時委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。本日お配りした資料といたしましては、①次第、②座席表及び委員名簿、③資料1-1 平成30年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の運営について、④資料1-2 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ、⑤資料2-1 合理的配慮に関する実態調査について実施概要(案)、⑥資料2-2 予行調査結果(速報版)、⑦資料3 平成30年度障害者差別解消に関する周知啓発について、⑧資料4 平成29年度障害者差別集計表(速報値)、⑨資料5 平成29年度障害者差別相談対応事例一覧、⑩参考資料としまして、障害者の権利の擁護に関する委員会の関連法規等の10点でございますが、よろしいでしょうか。

ここで、新たな委員を御紹介させていただきます。昨年度まで委員をお願いしておりました、大宮厚生病院の大島委員に替わりまして、大宮厚生病院の甫母様に御参加いただくこととなりました。

また、障害者差別解消部会に御参加いただく臨時委員につきましては、今年度から新たに、さいたま地方法務局人権擁護課長の川上様、埼玉労働局職業安定部職業対策課長の石川様、さいたま市手をつなぐ育成会の加藤様、さいたま商工会議所事務局長の黒金様、教育委員会事務局特別支援教育室長の内河様、中央福祉事務所長の土井様に御参加いただいております。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局消費者行政・情報課長補佐の小川様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官の岡安様にも御出席いただいております。

お手数ですが、甫母委員、川上臨時委員、黒金臨時委員、加藤臨時委員、土井臨時委員、小川様、岡安様の順番に一言御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

～ 委員紹介 ～

ありがとうございました。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。
続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

～ 事務局の紹介 ～

以上を持ちまして、委員の皆様及び事務局職員の紹介を終わらせていただきます。
ここで、皆様にお願ひがございます。御発言いただく際は、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけると幸いです。
それでは、以後の議事の進行につきましては宗澤委員長にお願ひしたいと思ひます。
宗澤委員長、よろしくお願ひします。

(宗澤委員長)

- 本日は、大変お暑い中、お集まりいただきまして、感謝申し上げます。それでは、ここからは私の方で議事の進行を務めさせていただきます。
- まず、本日の委員の出席状況ですが出席委員15名、欠席委員6名、遅参委員1名ですので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条第2項の規定により、委員の過半数が御出席されておりますので、本日の会議は成立いたしております。
- 続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する4名の方がこの会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。ただし、議題4「障害者差別に関する状況について」の差別相談対応事例においては、個別具体的な事例を取り扱う予定ですので、この議題については非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、本部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、御退席をお願ひいたします。
- それでは、本日の議題に入ります。
- まず、議題の1番目、「障害者の権利の擁護に関する委員会の概要」について、事務局から説明をお願ひします。

2. 議 事

(1) 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要

(事務局)

- それでは、議題1「障害者の権利の擁護に関する委員会の概要」について御説明させていただきます。今年度、新たに御就任いただいた委員の方、及び臨時委員の方がいらっしゃいますので、改めて本委員会について御説明させていただきます。
- 本委員会は、ノーマライゼーション条例第15条に基づき、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議することを目的として設置された附属機関となっております。また条例には、市長の諮問機関としての機能のほかに、個別の障害者差別事

案に関する事について、市長の求めに応じ、申し立てられた障害者差別事案について助言又はあっせんを行うこと、助言及びあっせんを行った場合において、差別したと認められる者が、正当な理由なく、助言又はあっせんに従わない時は、市長に対し、差別をした者に対して助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることがそれぞれ規定されております。ただし、これまで、障害者差別の事案の申し立てがなされたことはなく、委員会として助言又はあっせんを行ったことはございません。平成23年度に本委員会が設置されて以降は、障害者差別解消に関する課題等を議題として、年2回の頻度で委員会を開催させていただいております。

それでは、お配りしております資料1-1「平成30年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の運営について」を御覧ください。

まず、「1 平成30年度の委員会の運営」でございます。こちらにつきましては、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されたところでございますが、本市では法に規定される障害者差別解消支援地域協議会を障害者の権利の擁護に関する委員会の部会として、要綱により設置をしております。協議会の設置要綱につきましては、本日お配りしております「参考資料 障害者の権利の擁護に関する委員会 関連法規等」の38ページに掲載しておりますので、後程、御覧いただければと思います。会議につきましては、障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会を今年度も合同で開催いたします。

ただし、臨時委員の皆様におかれましてはノーマライゼーション条例第10条から第14条に規定する差別事案の助言及びあっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加はしないこととなっております。

ここで、「資料1-2 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ」を御覧いただきたいと思っております。こちらの資料は、障害者差別解消法施行後の障害者差別事案の解決の流れを図で示したものになります。

まず資料の左上になりますが、本市の障害者差別の相談窓口としましては、障害者生活支援センター及び各区役所支援課となります。相談のあった差別事案については、まずは障害者生活支援センター及び各区役所支援課にて、関係機関と連携しながら必要な調査や調整、助言等を実施いたします。調整等が難航している事案や所管官庁等が不明な事案といった障害者生活支援センター及び各区役所支援課での対応が困難な事案については、障害政策課を通じ、市役所内での調整を図りつつ、市の所管部署と連携して助言等を実施することになります。そのほか、障害者生活支援センター及び各区役所支援課で対応した差別事案については、障害政策課に報告をいただくシステムになっておりますので、対応した事案すべてについて障害政策課から、図の右側への矢印になりますが、部会を含めた本委員会に報告する仕組みとなっております。部会を含む本委員会においては、報告された事案について検証を行うとともに、市の所管外の分野の事案については、必要に応じて、関係機関への情報提供等を行います。

なお、今御説明した流れとは別に、障害者生活支援センター及び各区役所支援課で調整がつかなかった事案のうち、差別された方がノーマライゼーション条例に基づく申し立てを行った場合は、臨時委員を除いた本委員会において、助言、あっせんを行うこととなります。

法が施行されてから変わった点としましては、下段にございます、権利行使の部分

になりまして、悪質なケースについては、条例に基づく市長の権限に加えて、必要に応じて主務大臣の権限行使により事案の解決を図る流れとなっております。

以上が、障害者差別事案の解決の流れでございます。

続きまして、資料1-1に戻っていただいてもよろしいでしょうか。

「2 障害を理由とする差別に関する課題とテーマ」でございます。これまでの委員会での議論によりますと、障害を理由とする差別の解消に関する課題は主に、①周知に関する事、②相談しやすい環境づくり、③本人の意思尊重、この三点になります。後ほど詳細を説明させていただきますが、今年度は、市内障害福祉サービス事業所に対する研修の実施や合理的配慮の好事例の収集などを行いまして、障害のある方への理解や配慮に関して周知を進めてまいりたいと考えております。また、相談しやすい環境づくりにつきましては、今年度、障害を理由とする差別解消に関するパンフレットを、司法書士や人権擁護委員といった皆様をはじめとしまして、様々な相談機関に配布させていただきます。適切な相談に結び付けられるようにしてまいりたいと考えております。

最後に「3 平成30年度会議開催予定」でございますが、今回は、平成31年1月29日（火）14時から開催する予定でございます。なお、次回までしばらく期間があきますので、それまでの間に日時の変更等がありましたら、随時、御連絡したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

（宗澤委員長）

○ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問等はございますか。

本市の場合には、障害者差別解消法と本市の条例の2つの根拠法に基づいて、障害者差別解消の仕組みを作っているということ、具体的な流れを含めて御説明をいただきました。新しい委員の皆様よろしいでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきます。

（2）合理的配慮に関する実態調査について

（宗澤委員長）

○議題の2番目「合理的配慮に関する実態調査について」、事務局から御説明をお願いします。

（事務局）

○それでは、議題2「合理的配慮に関する実態調査について」、御説明させていただきます。こちらの調査につきましては、昨年度の会議でも御意見をいただきまして、実施方法について、検討していたものになりますが、本年度、実際に調査を実施したいと考えておりますので、概要について改めて御説明させていただきます。

お配りしております資料2-1を御覧いただきたいと思います。まず、1目的でございます。こちらにつきましては、合理的配慮の好事例を収集し、市内飲食店に対し広く周知を行うことで、東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備及

び、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の実現を目指し、併せて市内で飲食店を営む事業者が好事例を取り入れ、サービスや利用者満足度の向上に繋げてもらうことを目的としております。

目的につきましては、昨年度の会議でいただきました御意見を踏まえ、店舗側に障害者を受け入れる必要性について気付いていただけるよう表現を工夫させていただきました。調査の実施にあたってはこういった趣旨を御説明させていただいた上で、御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、2 調査の概要でございます。(1) 予行調査については、今月6月中旬に実施しております。浦和駅周辺の飲食店のうち、障害のある方への対応が良いという評判を伺った店舗などに御連絡をさせていただきまして、調査に御了承いただいた店舗へ市の職員が直接訪問し、聞き取りの調査を行いました。この調査結果については、後ほど御報告させていただきます。

次に(2) 実地調査(本調査)でございますが、本年7月下旬から12月頃を目途に調査を実施したいと考えております。こちらにつきましては、対象は浦和駅周辺の飲食店ということで、実施にあたっては、関係各所と調整を図りながら実施する予定でございます。また、実地調査にあたっては、宗澤委員長にも御協力いただきまして、大学の学生さんにも御協力をいただきたいと思いますと考えております。また、嶋垣委員をはじめとして、障害当事者の方にも御協力をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、資料2-1の裏面を御覧ください。3 調査事項でございます。障害のある方も含め、子育て中の方や外国人など、様々な状況の方が利用しやすいように普段から心がけていること、障害のある方への接客で喜ばれたこと、障害のある方への接客で困ったことを中心として、している、していないで答えられるような簡単な設問から入りまして、答えやすいような雰囲気を作る工夫をしながら調査を実施していきたいと考えております。

次に、4 スケジュール案でございます。今後の予定でございますが、7月から12月頃を目途に、実地調査を行いまして、来年1月の委員会におきまして調査結果の報告をさせていただきたいと考えております。また、好事例集の作成にあたっては、事例集の構成などについて、検討してまいりたいと考えておりますので、平成31年度に作成をしたいと考えております。

続きまして、予行調査の結果について御説明させていただきます。お配りしております資料2-2でございます。予行調査の流れとしましては、まず、調査の趣旨や経緯を説明させていただき、現在の状況について、している、していないと回答する簡単な質問をさせていただきました。それから、障害のある方を含め、様々な状況の方が利用しやすいように心がけていること、障害のある方への対応で喜ばれたこと、困ったことなどを聞き取りまして、最後に、障害者差別解消法や本市のノーマライゼーション条例、身体障害者補助犬法を知っているか確認させていただくという流れで実施しました。

なお、飲食店の方に調査の御説明をする際には、「合理的配慮」という言葉は使わずに、「支援を必要とする方への接客における良い対応事例」を集めているといった、わかりやすい表現で説明させていただくようにいたしました。

資料2-2でございますが、まず、障害のある方を含めて配慮を必要とする方が利

用しやすいように心がけていることとしまして、4件ございます。まず、1つ目でございますが、「車椅子の方やベビーカーを利用されている方が来店された場合には、声がけをして椅子を移動するなどしている」とのことでした。また、2つ目としまして、「早口になりがちなので、ゆっくりはっきり話すようにしている。」、3つ目としまして、「困っているすべての方に声がけをすることを心がけ、車椅子の方にはドアを開けたり、可動式の椅子を移動したりしている。」との御回答をいただきました。また、4つ目といたしまして「配慮が必要な方には、経験豊富な社員が対応し、お客様が困らないようにしている。」という回答もございました。

続きまして、障害のある方への対応で喜ばれたことについて、こちらも4件ございます。まず、一つ目の事例としましては、「カウンターで注文し、注文したものを席に運ぶのはセルフサービスになっているが、杖を突いている方に、声をかけ、食事等を運ぶのをお手伝いした。また、食事が終わった後も片づけをせず、そのままが良いと声がけをした。」とのことでございます。2つ目の事例ですが、「咀嚼が難しい方など、本人の希望に応じて食べ物を小さく切り分けた。」とのことでございます。3つ目でございます。補助犬ユーザーを受け入れた際の事例になりますが、「補助犬ユーザーの方から、点字メニューを求められ提供した。会計時に店内が混雑しており、レジまで行くのが不安ということで、通常はレジでの会計をお願いしているが、席での会計をした。」とのことございました。最後に4つ目の事例でございますが、「ピザは通常、カットせずにピザカッターをつけて提供しているが、申し出があった場合は切って提供している。」とのことございました。

なお、予行調査で訪問した店舗では、様々な状況の方に対して臨機応変に対応されており、「障害のある方への対応で困ったこと」があると回答いただいた店舗はございませんでした。

御説明は以上になります。よろしく申し上げます。

(宗澤委員長)

○ありがとうございます。

ただ今の説明に関しまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(嶋垣委員)

○嶋垣でございます。質問が何点かございますので一問一答でよろしいでしょうか。まず、1点目は全体のことで、これからどのようにお考えかということをお聞かせいただきたいのですが、今回の調査に関しては、飲食店を対象にしていますが、生活上の部分では、たとえば、美容院や床屋、身近なところでコンビニ等は、ほとんどの方が利用すると思うのですが、そういった店舗への広がりについてはお考えでしょうか。

(事務局)

○事務局でございます。現時点では具体的な計画はないのですが、もちろん飲食店で終わりにするというものではありませんので、今後広げてまいりたいと考えております。

(嶋垣委員)

- わかりました。あと3つ質問があるのですが、まず、予行調査を既になさったとのことですが、店舗は何店舗くらいなのか、業種はどのような業種なのかということをお教えください。

(事務局)

- 複数の店舗にアポイントメントをお願いしまして、実際に御協力いただいたのが、2店舗になります。業種は、レストランとカフェになります。

(嶋垣委員)

- わかりました。次に、これから障害当事者や学生さんなど色んな方と実地調査を行うとのことなのですが、想定店舗数や調査の方法、予行調査については、事前に情報を市役所で調査をして伺ったとのことですが、実地調査については、どのようにアプローチなさるのでしょうか。たとえば浦和の飲食業組合さんなどに声をかけて手を挙げていただいたところを全て調査するのか、想定で結構ですので教えていただければと思います。

(事務局)

- 想定店舗数としましては、100件は行きたいと考えております。アプローチの方法でございますが、市内の商業担当部署がございまして、そちらの協力を得まして、商店街さんの御協力をいただきながら、周知をした上で調査を実施したいと考えております。

(嶋垣委員)

- わかりました。最後に、好事例集を来年度作られるとのことですが、今予行調査の結果を資料で御説明いただきましたが、好事例集になった際には、店名や業種、たとえばレストランやお蕎麦屋さんなど、そういったことはどの程度公開されるのか、想定があれば教えていただければと思います。

(事務局)

- 店名などを公開するかについては、今後十分検討したいと考えておりますが、予行調査をしました店舗については、公表する必要がある際には、改めて連絡をさせていただくということで御了承いただいているところでございます。
皆様の御意見をお伺いしながら、事例集を作成してまいりたいと考えておりますので、事例集の作り方次第で公開するか検討してまいりたいと考えております。

(嶋垣委員)

- わかりました。できれば、店名や業種を出していただかないと、実際に好事例集を見た市民の方、障害当事者の方が、どこの店舗かわからないと、そのお店に行ってみようということの情報が得られないので、個人の意見としては、できるだけ出していただきたいというお願いでございます。
最後に要望が1点ございます。今のお話の中でも介助犬ユーザーの声もございまし

たし、過去に盲導犬ユーザーの方が入店を拒否されるというケースも何件か耳に入っております。たしか今までの差別事例でもお話があったと思います。特に飲食店において、固定観念があって差別する側になりそうな方にも実地調査に入っていたきたいと思いますし、一言に障害者と言っても多種多様な方もいらっしゃるので、できるだけ、多種多様な方にモニターとして入っていただけるようお願いしたいと思います。

(石井臨時委員)

- ウィーズの石井です。調査の内容に関してですが、サービスだけでなく、入口に段差があるかについて調べることも有効だと考えております。車椅子の方にとっては、切実な問題かと思しますので御一考いただければと思います。よろしくお願ひします。

(宗澤委員長)

- 事務局いかがでしょうか。

(事務局)

- かしこまりました。バリアフリーの視点も取り入れるように検討したいと思ひます。

(宗澤委員長)

- できる限り配慮している店を公開してほしいという嶋垣さんの意見に賛成なのですが、公開するには、お店の側の御意見もあると思ひます。場合によっては、公開するのはいいのだけれども、障害のある方ばかりが来られては困るという考えを持つお店もあるかもしれません。そういうことに対し、一定の戦略をもってお店の側にも御理解いただいて、障害者の側にも必要な情報が届くという方法を御工夫いただきたいと思ひます。

それから、この調査自体は、御協力いただく中で、お店の側の困っていることも聞くという内容が含まれていますので、障害者差別解消を進めていくためのアクションリサーチとしての性格を持っていると思ひます。ですので、お店側の困っていることをお聞きした上で、市としてどういう協力ができるかということに答え得るような準備をして調査に臨んでいただきたいと思ひます。たとえば、メニューの点字化について、普通の個人商店で点字にするということは、必要性を感じたとしても、どうやったら点字にできるかがわからないと思ひますので、たとえば点字については、市としてこういう協力ができるといったことをお店に情報提供することも含めた調査にさせていただきたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。増田さんどうぞ。

(増田臨時委員)

- 弁護士の増田と申します。調査事項について、今回は好事例を集めるということですが、私が普段感じていることとして、対応が良い店舗というのは誰が対応しても良い対応ができるイメージがあり、逆にいうと、あまり対応が良くない店舗というのは、店長は良い対応ができるけれどもアルバイト従業員は良い対応ができないと

いった、店の中での周知徹底や指導が行きわたっていないということもあると思います。今回、好事例を集めるという時に、来店前の準備段階の好事例、たとえばマニュアルを作って従業員に周知徹底をしているなど、そういった準備の段階のことも含めて集めることができれば、良いお手本になると思います。もし調査をする上でそういったことができるようであればお願いしたいと思ひまして、御意見を申し上げます。

(宗澤委員長)

- お店の規模にもよると思ひますが、一定の従業員数があるところでは、従業員に対する方向付けというのは重要だと思ひますので、今の御意見を汲んでいただければと思ひます。ほかにいかがでしょうか。

私の意見なのですが、100店舗というのはリアリティがあるのでしょうか。つまり、課の希望的観測としての「100件行くぞ」という掛け声的なものなのか、100件くらいは確実にに行けるといふ見込みなのか。どちらですか。

(事務局)

- 100件くらいは、確実にに行けると考へております。

(宗澤委員長)

- わかりました。障害者関係のサービスを提供する所や、あるいは更生相談所などの近くの店舗であれば、比較的障害のある方の利用率が高い店舗がある地域があると思ひます。そういったところでは、障害のある方の利用が日常的なので、浦和以外になるかもしれませんが、一定のターゲットを絞って調査することも好事例を集めるという目的であれば、意味があると思ひます。ほかにいかがでしょうか。

(黒金臨時委員)

- 商工会議所の黒金でございます。まず店舗のアプローチの仕方の部分なのですが、私共は浦和、大宮、与野、岩槻の各商店街の事務局をやっておりまして、4つの商店会、さいたま市商店会連合会の事務局も担っておりますので、ばらばらに行くよりは、商店街単位でお願いをして回った方が効率的だと思ひます。また、私共は、人に優しいまちづくりをテーマにした取組も行っておりまして、たとえば、前には北浦和の商店街さんと認知症のサポーター制度を活用して、講座を受講し、実際に障害者の方に商店街を車椅子で回っていただいて課題を抽出したりということもあるので、商店街の中にはそうした取組を前向きに捉えていらっしゃる商店街さんもあるので、今回は浦和駅周辺をターゲットにと資料にありましたが、場合によってはターゲットを広げてもいいのではないかと感じたところでございます。

(宗澤委員長)

- 今の御意見を参考にうまく進むようをお願い申し上げます。ほかにいかがでしょうか。

(堤委員)

- 公募委員の堤です。調査事項が3問書かれているのですが、1番目の心掛けていることと、問いの2番目、3番目の喜ばれたこと、困ったこととは中身の意味合いが違っていると思っています。1番目は総論的な話で、ここには障害のある方が利用しやすいように考えた時に、障害者観ということが反映された答えになっているので、その店舗の答えられた方がどういう障害者観をもって心がけているのかということがそれぞれ違うと思うので、そこを掴むといいのではないかと思います。また、喜ばれたことや困ったことというのは、各論的といいますか、具体的な場面の話になると思います。予行調査では、あまり具体的ではないと思うので、より具体的な場面のエピソードとして、どういう場面で、どういう関わり方をして、どういう風に思われたのかというリアリティが出てくると、事例としても次に繋がりやすいものになるのではないかと思います。

(宗澤委員長)

- ありがとうございます。この実態調査では、最終的に好事例を集約すると思うのですが、全国的に見れば様々な工夫をしていることは、既に明らかになっていると思います。たとえば、先ほどの増田委員が仰っていたような従業員に対する方向付けであれば、ディズニーランドの場合は、発足当時から従業員に対するマニュアルがあるわけですね。それに対して先日の名古屋のレゴランドの場合は、ああいった古典的な差別というのは、まだあるのかというようなセンスの無さがあります。それから京都・奈良という、以前から国際的な観光地では、ほとんどの飲食店が英語にフランス語にドイツ語に韓国語に中国語に、最近ではベトナム語も加えて、そこにメニューごとの写真とどんな料理かという短い説明が載っていて、その下に点字が入っているようなところもあるので、既に各地であるような知恵も含めて、進めていくということを考えていただくと膨らみが出ると思います。ほかによろしいでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきます。

(3) 障害者差別解消に関する周知啓発について

(宗澤委員長)

- 議題の3番目「障害者差別解消に関する周知啓発について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- それでは、議題3「障害者差別解消に関する周知啓発について」、御説明いたします。お配りしております資料3、「平成30年度障害者差別解消に関する周知啓発について」の1ページ目を御覧いただきたいと思います。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」、(1)パンフレットの作成・配布でございます。事業者や市民を対象とした啓発といたしましては、平成28年度に「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を作成し、これまで事業所や医療機関をはじめとする各関係機関に配布を行ってまいりました。

昨年度までの配布につきましては、既に御報告させていただいている部分もございますが、改めて、これまでの配布実績について御説明します。

はじめに、一般市民向けといたしまして、各区役所支援課における配布が平成28・29年度合計で650部。公民館、図書館、コミュニティセンター等の公共施設における配布が平成29年度に5,300部となっております。また、後ほど詳細を御紹介させていただきますが、スポーツフェスティバルやノーマライゼーションカップといった各種イベントでの配布が平成28年度から今年の6月までの時点で4,500部となっております。

次に、相談を受ける機関等といたしまして、各区の障害者生活支援センターへの配布が、平成28・29年度の合計で900部となっております。また、民生委員児童委員、それから弁護士につきましては、平成29年度に、それぞれ1,450部と550部配布させていただいております。

また、企業等については、市内事業者や商工会議所、ハローワークに対しまして、平成28年度に配布しております、合計で3,700部配布しております。

また、今年度、不動産会社に対しまして、既に1,750部配布しております。公共交通機関といたしましては、鉄道事業者に対して、一部の鉄道事業者ではございますが、平成29年度に50部配布しております。

最後に、医療機関等ですが、平成28年度に病院へ1,500部、平成29年度には歯科医療機関に対しまして、1,000部配布しております。

続きまして、今後の配布予定でございますが、まず、昨年度も御意見いただきましたタクシー事業者につきましては、現在パンフレットを増刷しておりますが、増刷ができ次第、1,500部を配布させていただく予定になっております。また、小学校・中学校・高等学校に対しては、今年度、内河臨時委員に御協力いただきまして、校長会の際に教職員向けの対応要領の周知と併せて200部配布させていただいたところでございます。今後、市立小学校・中学校・高等学校の全教職員に向けて、配布できるように準備を行っているところでございます。

ただいま御説明させていただいた配布先のほか、今年度は、司法書士や人権擁護委員、障害者相談員等、飲食店、バス事業者、薬局、障害者施設等に配布をさせていただきたいと考えております。

なお、このパンフレットについては、市のホームページからダウンロードできるようになっておりますが、昨年、正方形でプリントアウトする際に不便なのでA4版に収まるようにしてほしいとの御意見がございました。こちらにつきましては、A4版の用紙7枚に収まるように加工したデータを市のホームページにアップロードしておりますので、是非御活用いただければと思います。

続きまして、資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。(2) イベントにおける周知でございます。

まず、①さいたまスポーツフェスティバルについてでございます。こちらは、オリンピック競技やパラリンピック競技を含む、アトラクションを体験できるイベントでございます。今年度は5月12日土曜日、13日日曜日の2日間にわたって開催されたものでございます。会場はさいたまスーパーアリーナのコミュニティアリーナでございます。2日間で約23,500の方が来場されました。こちらのイベントでは、障害者差別解消の啓発ブースにおきまして、パネルの掲示などの周

知を行ったほか、啓発物と「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を配布させていただきました。

次に、②大宮アルディージャ手話応援についてでございます。こちらはノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。今年度は6月2日土曜日にNACK5スタジアム大宮で開催されまして、当日は約1,600名の方が手話応援に御参加されました。こちらのイベントにおきましても、障害者差別解消の啓発ブースにおける周知を行ったほか、啓発物とパンフレットの配布を行いました。また、試合前の市長挨拶におきましても、ノーマライゼーション条例の周知を実施したところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただきたいと思っております。③障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年12月頃に開催しているイベントでございます。今年度につきましても12月上旬に浦和コミュニティセンターで実施予定でございまして、こちらのイベントにおきましても、パンフレットの配布やパネルの掲示等を通じた周知を実施する予定でございます。

最後に④さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）とその理念を市民に周知啓発するために平成24年度から実施しているイベントでございます。7回目となります今年度は、来年2月に桜区にございますサイデン化学アリーナで女子ブラインドサッカーの国際親善試合を実施予定でございます。こちらにつきましても、国際親善試合だけでなく、パンフレットの配布や障害者差別解消の啓発ブースにおける周知のほか、ブラインドサッカーの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、(3)研修等の実施でございます。今年度からの新たな取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を7月10日火曜日、13日金曜日、17日火曜日の3日間にわたって実施する予定でございます。

対象は市内障害福祉サービス事業所となっております、今年度は577事業所が対象となっております。

続きまして、資料の4ページ目を御覧いただきたいと思っております。2市職員を対象とした啓発でございます。まず、(1)「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。今年度は、これまで実施してきた講義型の研修に加えまして、庁内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、車椅子の体験等を行う体験型の研修を実施する予定でございます。体験型の研修につきましても、詳細を検討中ですので、本日は講義型の研修について御説明させていただきます。講義型の研修につきましても、今年の10月頃に市民会館うらわで実施する予定でございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございまして、各課所室等から職員1名ずつが参加することとし、合計が約400名となります。内容と

しましては、障害当事者の方から、障害者に対する配慮について御自身の経験などをもとにお話しいただくほか、学識経験のある方から、障害者差別解消法について御講義をいただく予定でございます。

なお、昨年10月18日に実施いたしました平成29年度の職員研修の実施結果について、参考として資料に掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後に、(2) ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。昨年度はパラリンピックの種目でもあります、ボッチャの体験を実施したところでございます。今年度につきましては、11月頃に実施を予定しております、内容については現在検討中でございます。

御説明は以上でございます。

(宗澤委員長)

○ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、御質問、御意見等を頂戴します。いかがでしょうか。

(石井臨時委員)

○このパンフレットは今回限りなのでしょうか。それとも今後も予算に組み込んで継続的にやっていくのでしょうか。

(事務局)

○今後も継続的に周知に活用してまいりたいと考えております。

(宗澤委員長)

○そのほかにいかがでしょうか。

(嶋垣委員)

○嶋垣でございます。意見というよりは要望なのですが、今回から障害福祉サービス事業所に対しての差別に関する研修を初めてなさるということですが、もちろん障害福祉サービスの事業をやっているところなので、一般の方たちよりは基礎知識があって、やっているとは思いますが、障害特性ごとの知識や対応が根底からちゃんとしたものがないと、そこから表裏一体で差別的なことや合理的配慮のミスマッチが出てきてしまうと感じています。もちろん差別事例について、これは差別ですよ、これは合理的配慮ではありませんよというアプローチもいいのですが、せっかく市役所でも、こういう障害に対してはこういう対応というマニュアルを作っているらっしゃると思うので、ぜひこういう機会に、そういったものを配布した上で、差別についてお話いただけると、実際に受講される方もわかりやすく受講できると思いますので、是非お願いできればと思います。

具体的な例を申し上げますと、障害福祉のサービスを利用させていただいているの

ですが、私の場合視覚障害がございますので、その場で紙に書いた書類を渡されてもそこに書いてあることが私自身では読めないわけですね。たとえば、サービスを利用した場合に、紙の書類を渡されて、代理で押していただくにしても、「そこに捺印を押してください」と言われるということが日常的に行われています。もちろん昔は、書類で書いたりハンコを押したりという方法しかなかったのかもしれませんが、今は一般の方を含めて、携帯電話やスマートフォンを活用している時代でございますから、単なる従来型のやりとりだけでなく、ICTの要素を活用するような、発展的な研修も是非行っていただければと思います。

(宗澤委員長)

- 2点、大事な点があったと思います。1つは、障害者という風に十把一絡げにくくすることはできないということで、それはそのとおりだと思います。かつ、同じ障害名がついていたとしても、それぞれに異なるニーズが出てくると思います。少なくとも十把一絡げに扱わないために必要な、障害特性に関する基礎知識が必要なのではないかというのが1つですね。もう1つは、合理的配慮の提供方法について、今、日進月歩に進んでいる、様々なICTの活用等があって、そういう部分も含めて研修内容を作っていけるようにしてほしいということだったと思います。これはとても大事だと思います。嶋垣さんに失望されてしまうようなことを言ってしまうかもしれませんが、福祉サービスの事業所だからと言って、もともと知的障害のことだけをやってきた事業所だと、ほかの障害種別について、まるで知らないということも普通にあります。それから、介護保険移行の事業報酬や介護報酬との関係で福祉サービスの提供に関わって、おいしいお客さんとそうでないお客さんに分けていますからね。つまり比較的手がかからないけれども、最も報酬が高くなるというお客さんを探している事業所は、普通の今の事業所の経営の仕方ですから、そういった隠れた差別のようなものに踏み込めるような内容にしないと福祉サービス事業所の場合には、意味をなさないのでないかと私は思います。一度御検討いただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

(加藤臨時委員)

- 初めてなのでピントが外れているのかもしれませんが、最初の委員会の概要というところで、気になっていたのですが、申し立てが今まで一件もなかったとお伺いしたのですが、これは間違いないのでしょうか。

(事務局)

- 通常の差別の相談は、区役所の支援課や障害者生活支援センターにあるのですが、そこで解決せずに、委員会への申し立てに至ったものはありません。埼玉県でも同じような条例が施行されているのですが、埼玉県でも今まで申し立てはないと伺っています。さいたま市で申し立てが1件も無いというのは間違いありません。

(加藤臨時委員)

- それを良いととるのか、つまり、周知や啓発がなくて、何が差別かということがわからないと、相談や申し立てが少なくなると思います。ノーマライゼーション条例

のパンフレットもそうなのですが、やはり小さいうちから周知啓発するのがいいと思っておりまして、小学校6年生に簡明版というのが、毎年配られているということで、先日校長会に出る機会がありまして、校長先生に確認したところ、誰も知らなかったのが、今回、小中学校の校長先生に説明するというお話を聞いたので、前進したのかなと思ったのですが、配られてはいるけれど校長先生も実態は知らなかったということで、どうやって周知啓発していくのかということが大前提ではないかなと思うのですが、その辺が見えてこないように思います。この差別解消のパンフレットも、民生委員にも配られているということですが、育成会としても、知的障害者というのはなかなか理解してもらえないということで、「つながり隊さいたま」という色々なところでキャラバン隊の活動をしており、ピカチュウになってピカチュウ語をしゃべるといった寸劇をやっておりますが、まず、きっかけにということで民生委員、児童委員とつながらせていただきたいということで、行政をお願いして、懇親会を行いました。そこで民生委員さんもなかなか理解できていないところもあり、話が飛んでしまうのですが、災害時の要援護者名簿は届いているけれども、どうすればいいのかという通達がないので、名簿をどうすればいいのかわからなかったという話もありましたので、このパンフレットについても配るだけでなく、説明や通達をちゃんとしていかないと配るだけで終わってしまうと思いますので、是非よろしくをお願いします。

(宗澤委員長)

- パンフレットの活用方法を一工夫していただきたいといいますか、現実の差別解消の力になるような方向を見通して配ることがとても大事だという御指摘だと思いますので、各委員の皆様方、お汲み取りいただきたいと思います。事務局よろしくをお願いします。

(事務局)

- 只今、臨時委員の内河先生がいらっしゃいまして、今年度から新しい委員になっていただいた方に御挨拶もいただいております、学校へのパンフレットの配布のお話もありまして、良いタイミングなので、このような方法で学校に配布したら良いというようなことがあれば、お話いただけると有り難いです。

(内河臨時委員)

- 今年度より臨時委員になりました特別支援教育室長の内河と申します。遅れて申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。学校につきましては、障害者差別解消法の学校職員向けの対応要領が完成しまして、今周知に力を尽くしているところでございます。まず、校長会で丁寧に話をしまして、学校職員にちゃんと伝えてくださいということをお伝えしました。皆さん真剣に聞いてくださって、その反響もありまして、一部ですが、学校から地域の皆さんにお伝えしたいので、講師を派遣してくれないかという要望も出ているところです。また、教育委員会内では、学校地域連携コーディネーターという職がありまして、そこに、今度私の方で対応要領の周知、説明をしにいくところです。また、7月に入りますと教頭研修会がございまして、管理職への周知は何よりも大事だと思いますので、教頭研修会でも

同様に対応要領の周知をして、教育委員会内で進めていきたいと思っているところです。

資料3のパンフレットにつきましては、校長会で初めて200部、各小・中・高、特別支援学校の校長先生に配布させていただきました。校長先生達は読んでいらっしゃると思いますが、子供たちはまだ知らないのかなと思っています。

それ以前のクリーム色のノーマライゼーション条例の簡明版冊子については、障害政策課から小学校の6年生に配るようにはしていただいていると思います。これは小学校に毎年送られてきますので、私は昨年まで小学校の校長をしておりましたので、冊子がきたら6年生に配ったり、小学校の社会科で関連しているところと絡めて学年で活用したりしているところがございます。クリーム色の冊子は毎年送られてくるものなので、もしかしたら新しく校長先生になられた方などは、今年度校長も入れ替わりまして3分の1くらいは新任校長ということもあり、もしかしたら知らなくて失礼なことを申し上げたのかもしれないかもしれませんが、引き続きそういった形で周知を広めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

- どうもありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願いいたします。
この件についてほかに何かありますでしょうか。

(長岡臨時委員)

- 支援センターの長岡です。パンフレットの件ですが、ちょうど子供が6年生なので聞いたところ、説明はなかったということでした。もしよろしければ講師の派遣のお話もありましたので、コーディネーターの先生を通じて、地域の支援センターですとか市役所ですとか、出張先生ではないですが、10分でも御説明いただくと違うと思いますので、今後御検討いただければと思います。

(宗澤委員長)

- 今の御意見も一つ御検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。
それでは次の議題に移らせていただきます。

(4) 障害者差別に関する状況について

(宗澤委員長)

- 議題の4番目「障害者差別に関する状況について」になりますが、まず、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- それでは、議題4「障害者差別に関する状況について」御説明いたします。お配りしております資料4、「平成29年度障害者差別集計表(速報値)」を御覧いただければと思います。こちらは、平成29年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計し、項目ごとに統計を出したものになります。平成29年度一年間の対応件数は、6件ということでございました。まず、各区の対応状況でございます。①

の「対応した区」でございますが、様々な区に分布している状況でございます。右側の②は、「①の内訳」になりまして、支援課が3件、障害者生活支援センターが2件、本庁の障害支援課が対応したものが1件となっております。次に、③「被差別者の性別」でございます。男性が2人、女性が4人と女性の方が昨年度につきましては、多くなっております。④の「被差別者の年齢」では、10代から60代まで各年代に分布している状況でございます。次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、肢体不自由が2名、視覚障害が1名、知的障害が1名、精神障害が1名、発達障害が1名という分布でございます。⑥の「被差別者の障害等級」ですが、1級・○Aが3件、2級・Aが1件、3級・Bが2件という状況でございます。次に資料の2ページ目を御覧いただきたいと思っております。⑦「差別の相談者」でございます。こちらにつきましては、本人が3件、被差別者の母が2件、被差別者の父が1件となっております。⑧の「差別行為の発生場所」につきましては、病院が2件、学校が1件、その他が3件となっている状況でございます。⑨の「差別の種類」でございますが、日常生活について2件、教育について1件、医療について2件、不動産について1件となっております。

次に3ページを御覧ください。こちらにつきましては、ノーマライゼーション条例が施行され、市として障害者差別への相談対応を始めた平成23年度から平成29年度までの障害者差別の対応事例を合計したものでございます。「1 障害者差別相談対応件数」でございますが、平成23年度から平成29年度までの合計で49件の相談がございました。

次に、「2 障害者差別相談対応件数（分野別）」でございますが、こちらは差別のあった分野別に集計したものです。雇用と医療が9件と最も多くなっており、そのほか、日常生活が7件、商品・サービスと教育が5件という状況でございます。資料4については以上でございます。

【非公開】

3. その他

(宗澤委員長)

- それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わりとなりますが、事務局から何かございますか。

(嶋垣委員)

- 最後にこれだけは、今日言わなくてはとと思ってきたのですが、6月の市議会の、ある議員の質問の中で、さいたま市の障害者職員の採用についての話題がございました。私は、毎回この委員会でもお願いしているのですが、今現在、さいたま市の障害者職員の採用については、身体障害者に限られています。御存知のことかと思いますが、今年の4月から精神障害者についても、民間企業の障害者雇用率の対象になりました。そのような中で、ノーマライゼーション条例を施行し、全国的にも進んでいるさいたま市が、いまだに身体障害者だけを対象にしているというのは大問題だと思います。市議会で答弁があっても、結局やりますという話は出ていません

でした。差別について話し合っている本委員会でありますから、ぜひこの委員会として障害者採用について、身体障害という文字を抜いて、どのような障害においても門前払いをすることがないように、今回の委員会で決議してもらいたいなと思って今日来ました。

(宗澤委員長)

○明白な差別ですよ。知的も精神もカウントされるようになっていきますから。これはどうでしょうか。今の嶋垣さんの御発言に異論はないと思うのですが、いかがでしょうか。

(長岡臨時委員)

○求人票にそう書いてあるのでしょうか。

(嶋垣委員)

○公募されているところで、身体障害者だけが対象になっております。

(宗澤委員長)

○募集要項の時点から身体障害者に限定しているということですね。

(嶋垣委員)

○はい。今回の市議会の答弁でもそれを外すということはありませんでした。

(事務局)

○人事当局に詳細は確認いたしますが、私は障害者総合支援センターにいた時に、嶋垣委員と同じことを考えておりました。さいたま市の人事課の中にステップアップオフィスというものを作りました。それは、知的障害者、精神障害者、身体障害者を臨時職員として雇ってもらい、さいたま市の障害者雇用率に反映しております。障害者も働けるというところを人事当局にもわかっていただきたくて、ステップアップオフィスを作ったのですが、それが教育委員会にも波及して、今年度、教育委員会においてもステップアップオフィスの第2バージョンが作られようとしております。内容はきちんと確認しなくてはいけないと思うのですが、この委員会の決議として、人事当局への提言のようなものが出たということを申し上げることは可能かと思しますので、事実を確認して身体障害者のみであるということであれば、委員会の決議として改善の提言が出ておりますということで人事当局にお伝えいたしますがいかがでしょうか。

～異議なし～

(宗澤委員長)

○結果は、次回の委員会で報告いただけるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

○報告させていただきます。

4. 閉 会

(宗澤委員長)

○それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わりとなりますが、事務局から何かございますか。

(事務局)

○本日は長時間にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。次回の日程でございますが、すでに御案内させていただいておりますとおり、来年1月30日月曜日14時からを予定しております。会場は未定でございますが、詳細が決まり次第、あらためてお知らせさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

(宗澤委員長)

○それでは、本日は皆様御苦勞様でした。以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。御協力いただきましてありがとうございました。

以上